

所沢市告示第 614 号

所沢市国民健康保険に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

所沢市長 小野塚 勝 俊

公 示 送 達 書

所沢市告示第 615 号

令和 6年11月29日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納 税 通 知 書 番 号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 616 号

令和6年11月29日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長

小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書類の名称	納税通知書番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 617 号

令和 6年11月29日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納 税 通 知 書 番 号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)

所沢市告示第 618 号

農用地利用集積計画の公告について

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)附則 (令和 4 年 5 月 27 日号外法律第 56 号)第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画を定め、公告する。

その関係書類は、所沢市産業経済部農業振興課において、告示の日から縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 29 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
所沢市役所 産業経済部 農業振興課
(所沢市並木一丁目 1 番地の 1)
- 2 農用地利用集積計画の縦覧期間
告示日以降、常時備え置いてあります。

所沢市告示第 619 号

農用地利用集積計画の公告について

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)附則 (令和 4 年 5 月 27 日号外法律第 56 号)第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画を定め、公告する。

その関係書類は、所沢市産業経済部農業振興課において、告示の日から縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 29 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
所沢市役所 産業経済部 農業振興課
(所沢市並木一丁目 1 番地の 1)
- 2 農用地利用集積計画の縦覧期間
告示日以降、常時備え置いてあります。

公示送達書

所沢市告示第 6 2 0 号

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

下記の書類は、所沢市財務部資産税課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは書類の送達があったものとみなします。

地方税法第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

送達すべき書類		送達を受ける者
書類の名称	納税通知書番号	住所（所在地）及び（名称）

所沢市告示 第 621号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6年11月29日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

- 1 撤去した日 令和 6年11月28日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 9台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)

5 返 還 場 所

返還(保管)場所	撤去した場所
喜多町自転車駐車場内保管場所 (喜多町2番12号) 電話04-2924-9419)	所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢駅・秋津駅周辺の自転車放置禁止区域内
北野自転車保管場所 (北野新町一丁目9番地の13) 電話04-2949-8652	西所沢駅・下山口駅・小手指駅・狭山ヶ丘駅周辺の自転車放置禁止区域内、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

6 問い合わせ先

- (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
- (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140